

PG07 シンポジウム

コンサルテーションサポート森の入口
日本相談支援専門員協会 副代表理事
金丸博一

児童期における 利用者参加 による 会議の実際

- 会議への本人参加が定着しているのは、特別支援学校が実施する卒業に向けての移行支援会議。
- 相談支援専門員も児発管も保護者との面談を中心に多くは済ませてきた経過はある。
- 児童通所支援事業における個別支援会議は、知っている限り事業所で行なっていることは多い。
- 子どもが参加する会議のイメージさえできていない。会議に参加して頂くとしても、会議の始まりの挨拶だけで、本題のところは別室で家族との話し合いになりがち。
- 会議の日程調整では、関係機関の参加が多いほど苦勞している。（特に教育分野と放課後デイ及び医療機関）
- サービス担当者会議においては、関係者が一同に集まる機会はなかなか持てないため、それぞれの機関と行なっていることはある。
- 個別支援会議は、利用している事業所と保護者との面談となっていることは多い。

児童期における 利用者参加 による 会議の実際

- こどもが参加する会議の進め方については、試行錯誤している段階にある。
- 子どもに話しかけ、時には子どもと一緒に遊びながら会議を進めていくことが必要だが、そのことが会議としてイメージできていない支援者は多い。
- 本人が好きなこと、興味のあることを話題とすることや、本人の生活全般に関することや、進学など大きな節目における選択をする機会に、本人が参加する意義は大きい。
- 会議に本人がいることにより、本人の前では言いにくいような意見は出にくい。
- 言葉による意思表示が難しい事例の会議も含め、会議の進め方、ファシリテーション技術については、相談支援専門員とサビ児管がもっと学ぶ機会が必要。

児童期における関係機関連携による支援実践 その1

保育所や学校と連携している事業所はあるが、その連携の成果が個別支援計画に反映できているとは限らない。

児童発達支援センターの場合、保育所等訪問支援事業を行なっているところは多いことも関係しているのか、関係機関連携加算（Ⅰ）事例は少ない。

放課後等デイサービス事業所は、かねてから連携のある学校や医療機関があれば、加算（Ⅱ）、加算（Ⅲ）を申請。新たに連携先がこの加算で広がっているわけではなさそう。

質の高い発達支援の提供の推進に、関係機関連携加算が役立っているかと言えば、今のところはそう考えにくい。

これまで関係機関との連携を重視してきた事業所の収入の若干の底上げにはつながっている。

児童期における関係機関連携による支援実践 その2

- インクルージョンの観点を踏まえた利用計画、個別支援計画の作成については、十分な検討ができているとは考えにくい。公的な機関以外の方との連携を試みる計画は少ない。
- 児童通所支援事業所が連携する関係機関とは、保育機関、医療機関、特別支援教育関係者が多い。ただ、他の障害福祉サービス機関同士が連携し、協働で支援をしている事例は少ない。
- 連携する関係機関、専門家が多くなるごとに、発達支援の観点からさまざまな意見が出てきて、支援の方向性をまとめていくことが難しくなることがある。
- 様々な関係者の意見を適切にまとめ、支援の方向性を一致させていることは少ない。しかも、相談支援専門員や児発管の考えが、支援の方向性に大きな影響を与えることは多い。



児童期における地域づくりと 関係機関連携

- まずは、こどもの支援の実状と今後起きる事態を地域で話し合うこと！
 - 児童発達支援・放課後等デイサービスの対象となる子が増え続けるとどうなるのか？
 - ただ事業所を増やせばいいのか？財政に見合った事業所数とは？
 - 障害福祉と特別支援教育の枠を越え、子ども・子育て支援体制の中で検討する機会を持つこと
-

A市の障がい児通所支援等の利用状況（利用見込みと利用実績）

（ア）児童発達支援

〔未就学の障害児に対して、日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を実施〕

※児童福祉法の一部改正により、令和6年4月1日から3（5）②アの『（イ）医療型児童発達支援』と統合

区分	【単位】	第2期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
サービス量	【人・日/月】	11,583	13,256	16,524	19,929	23,463	27,645
利用者数	【人/月】	1,360	1,553	1,836	2,210	2,603	3,068

※令和5年度分は見込み

（イ）医療型児童発達支援

〔肢体不自由があり、機能訓練又は医療的管理下での支援が必要な障害児に対し、日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等及び治療を実施〕

※児童福祉法の一部改正により、令和6年度から3（5）②アの『（ア）児童発達支援』へ移行

区分	【単位】	第2期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
サービス量	【人・日/月】	493	426	420			
利用者数	【人/月】	51	46	42			

※令和5年度分は見込み

（ウ）放課後等デイサービス

〔就学中の障害児に対して、授業の終了後又は学校休業日に、施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を実施〕

区分	【単位】	第2期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
サービス量	【人・日/月】	43,549	49,522	53,640	57,672	62,004	66,660
利用者数	【人/月】	3,789	4,158	4,470	4,806	5,167	5,555

※令和5年度分は見込み

A市の障がい児通所支援等の利用状況（利用見込みと利用実績）

(イ) 医療型障害児入所施設

〔 障害児入所施設又は指定医療機関に入所等する障害児に対して、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を実施 〕

区分	【単位】	第2期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
サービス量（利用者数）	【人/月】	25	28	30	32	34	36

※令和5年度分は見込み

ウ 障害児相談支援

〔 障害児の心身の状況や環境を勘案した障害児支援利用計画の作成や、作成した計画の検証・見直しを実施 〕

区分	【単位】	第2期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
サービス量（利用者数）	【人/月】	469	572	606	642	680	721

※令和5年度分は見込み

エ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

〔 医療的ケア児に対する総合的な支援体制を構築するため、関連分野の支援を調整する相談支援専門員等をコーディネーターとして配置 〕

区分	【単位】	第2期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
配置人数	【人/年】	43	59	67	75	83	91

※令和5年度分は見込み

C市（約9万人）の状況

障害のある子ども等の保育所・認定こども園への入所児童数 及び特別支援学級の学級数と児童・生徒数

区 分	保育所・認定 こども園への 入所児童数	特別支援学級の学級数と児童・生徒数			
		小学校		中学校	
		学級数	児童数	学級数	生徒数
平成 30(2018)年	106 人	48 学級	209 人	21 学級	73 人
平成 31(2019)年	171 人	47 学級	201 人	20 学級	76 人
令和 2 (2020)年	101 人	46 学級	209 人	23 学級	92 人
令和 3 (2021)年	89 人	48 学級	216 人	21 学級	92 人
令和 4 (2022)年	112 人	50 学級	238 人	21 学級	94 人
令和 5 (2023)年	130 人	52 学級	271 人	23 学級	100 人

※各年5月1日現在

B 県の福祉計画の目標値の設定

- 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進
- 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
- 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築
- 医療的ケア児支援センターの設置、医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置
- 障がい児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ円滑に移行するようにするための移行調整の協議の場の設置
- **子ども・子育て支援**

B 県の子ども ・ 子育て支援

	令和 4 年度 受 入 実 績 (人)	見込み (人)		
		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
保育所	3,236	3,292	3,311	3,331
認定こども園	336	533	552	577
地域型保育事業	54	74	75	76
放課後児童 健全育成事業	1,823	2,051	2,072	2,091

児童期における地域づくりと関係機関連携

こども家庭庁が発信している「こどもまんなかアクション」は障害のあるこどもも対象です。

障害福祉分野の枠をはずして、それぞれの「できること」を考えてみる
こと

こどもを地域全体で育てていくために、一緒にかかわる工夫をすること

まずは、一つの組織、事業体で「受けて」「支援していく」ことからの
脱却を考えていくこと

こどものニーズに応じて、最善の利益をもたらすために、複数の事業が
同時進行することを前向きに検討していくこと

